

別表 1 (第 3 条関係)

機材等に対する補助金(事前要望を要するもの)

事業区分	補助の要件等	補助率	補助限度額	備考
消防ポンプ(附属品含む。)の購入	<p>消防ポンプの性能規格が、動力ポンプの技術上の規格を定める省令(昭和 61 年自治省令第 24 号)に定める B-2 級又は B-3 級の基準を満たすものであること。</p> <p>現在使用の消防ポンプ取得の日から起算して 7 年以上が経過していること。</p> <p>消防活動支援協定を締結していること。</p>	2/3	1,000,000 円	(補助の対象となる附属品の品目及び数量) 吸水管(2 本)、ストレーナ(1 個)、藤かご(1 個)、吸水管用消火栓結合金具(1 個)、消防用ホース(3 本)、管鎗(1 本)、中継金具(1 個)、ポンプ保護カバー(1 個)
消防ポンプ運搬車両及び台車の購入	<p>消防ポンプ及び附属設備を設置できるよう改装された車両等を購入し、常時消防ポンプを積載すること。</p> <p>当該車両等の専用格納庫を保有していること。</p> <p>消防活動支援協定を締結していること。</p>	1/3	500,000 円	
消防ポンプ格納庫の新築、増改築	<p>設置場所となる土地を所有し、又は占用できること。</p> <p>建物について不動産登記をすること。</p> <p>申請年度内に完成すること。</p> <p>消防活動支援協定を締結していること。</p>	1/2	2,000,000 円	<p>消防ポンプ格納庫に付帯する消防用資機材保管場所及び団員の打合せ場所を補助対象に含む。</p> <p>土地の購入、既存建物の解体、建物の設計及び不動産登記に要する費用は、補助対象に含めない。</p> <p>緊急防災・減災事業債の適用が受けられる間の時限措置とする。</p>

別表 2 (第 3 条関係)

機材等に対する補助金

事業区分	補助の要件等	補助率	補助限度額	備考
消火活動に必要な機材等の購入	予算の範囲内に限る。	1/2	50,000 円	(対象品目) 消防用ホース、吸水管、管鎗、鳶口、消火栓スタンド、消火栓ハンドル、防火衣、活動服、ヘルメット、手袋、靴、ホース巻き
消防ポンプの修繕	予算の範囲内に限る。 消防活動支援協定を締結していること。	1/2	500,000 円 (同一年度 2 回目以降は上限 250,000 円)	

別表 3 (第 3 条関係)

団員の技能の保持及び向上に係る訓練及び団員の保険加入に対する補助金

事業区分	補助の要件等	補助率	補助限度額	備考
消火活動強化訓練	技能演習に参加すること。 対象期間:前年 7 月～本年 6 月	定額	20,000 円	第 4 条の規定にかかわらず、技能演習の後に申請するものとし、別に定める「消火活動強化訓練及び消防ポンプ維持管理実施報告書」を添付すること。
消防ポンプ維持管理	技能演習に参加すること。 対象期間:前年 7 月～本年 6 月	定額	20,000 円	第 4 条の規定にかかわらず、技能演習の後に申請するものとし、別に定める「消火活動強化訓練及び消防ポンプ維持管理実施報告書」を添付すること。
自衛消防団員の保険加入費(町会等が費用負担するもの)	消防活動支援協定に基づく市加入の共済制度の対象ではない団員に係る保険加入であること。	1/2	団員 1 人当たり 上限 1,500 円	保険加入に要する費用に限る。